

金利スワップ取引清算業務における受託清算参加者破綻時の委託分利益の取扱いの見直し等に係る制度要綱

2019年4月24日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務においては、受託清算参加者の破綻時に、清算委託者が他の清算参加者に未決済約定を承継させない場合には、清算委託者のポジションは、破綻した受託清算参加者（以下「破綻参加者」という。）と清算委託者の間で一括清算される。そのため、清算委託者の勝ちポジションのうちあらかじめ預託を受けていた変動証拠金等でカバーされない部分の利益相当分については、清算委託者は、倒産手続き上で破綻参加者から回収する必要がある。この点、海外の主要CCPでは、クライアントがこのような利益相当分をCCPから直接確保できる仕組みが整備されている。

そこで、清算委託者の保護の強化及び海外CCPに対する競争力の確保の観点から、受託清算参加者の破綻時に清算委託者がその利益相当分を当社から直接受け取れるようにするなど、クライアント・クリアリング利用の促進に向けた所要の制度整備を行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 受託清算参加者破綻時の委託分利益の取扱いの見直し (1) 破綻認定日以降の「利益相当分」の受取り	・清算委託者（アフィリエイト及びクライアント）は、受託清算参加者の破綻時において、他の清算参加者に未決済約定を承継させない場合には、破綻認定日以降に受け取れるはずの「利益相当分」について、当社に対する支払請求権を有するものとする。	・当社では、FMI原則に従い、分別管理制度及びポジション承継制度を導入しており、受託清算参加者の破綻時には、清算委託者は、そのポジション（未決済約定及びその担保）を承継させることによって保護されている。 ・また、清算委託者がポジションを承継させない場合でも、当初証拠金については、清算委託者は、当社に返

項 目	内 容	備 考
(2) 当社と破綻参加者間の一括清算	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻参加者は、当社に対し、上記(1)の支払請求権に係る金額と同額の補償債務を負うものとする。 ・上記補償債務を、破綻参加者の当社に対する未決済債務(金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第101条第1項柱書に規定する未決済債務をいう。)と位置づけ、破綻処理清算約定に係る差引計算及び担保の充当の対象とするものとする。 	<p>還請求することが可能となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利益相当分」とは、破綻認定日以降に受け取れるはずの破綻処理清算約定(業務方法書第91条第1項に規定する破綻処理清算約定をいう。)の正味現在価値(NPV)の変動に伴う損益等のうち、清算委託者に帰属する部分が清算委託者にとっての収益である場合の当該部分とする。 ・「利益相当分」の具体的な算出は、金利スワップ清算受託契約書第35条第1項第1号によるものとする。
2. 債権譲渡等の禁止の例外的取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者及び清算委託者は、当社の承認を受けた場合には、業務方法書に規定する権利(当初証拠金の返還請求権を含む。)及び金利スワップ清算受託契約書に基づく権利につき、譲渡、質入れ等その他の処分を行うことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一括清算の有効性の観点等から、当社の清算機関としての適正・確実な業務遂行及び安定的な業務運営に支障がないことを確認し、諸般の事情を総合考慮のうえ、左記の承認を行うものとする。
3. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月を目途とする。(金融庁長官の認可を前提とする。) 	

以 上